

正倉院文書について

20231022・20240526 堺行基の会

森 明 彦

【正倉院にある正倉院文書と正倉院文書ではない文書】

元来は造東大寺司の正倉であった正倉院の校倉に伝来した文書群および江戸時代からの整理中に流出した正倉院庫外流出文書と例外的に返納され庫内に戻された日名子文書を指す。明治になって東大寺から献納され中倉に収められた封戸勅書や絵図さらには東南院文書は、正倉院の正倉庫内に所在するも正倉院文書とは称されない。正倉院文書の全体像は、吉田孝の古典的な表が概要を捉えるにはいまでも有効。

【正倉院文書の構成—吉田孝「律令時代の交易中」の表—】

表文書	裏文書・反故文書
<p>[甲] 収納器物に関連して残存した文書</p> <p>[A] 施入・出納・曝涼関係文書</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 双倉関係文書</p> <p style="margin-left: 40px;">i) 勅封倉関係文書…………… ナシ</p> <p style="margin-left: 40px;">ii) 綱封倉関係文書…………… ナシ</p> <p style="margin-left: 20px;">(ii) 双倉以外の関係文書</p> <p style="margin-left: 40px;">i) 北倉代関係文書……………</p> <p style="margin-left: 40px;">ii) その他……………</p> <p>[B] 収納器物付属文書</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 丹斤量注文……………</p> <p style="margin-left: 20px;">(ii) その他……………</p>	<p style="margin-left: 20px;">(一) 造東大寺司政所で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 20px;">(二) 中央官司で反故にされた文書(国郡未詳戸籍)</p> <p style="margin-left: 20px;">ナシ</p> <p style="margin-left: 20px;">造東大寺司政所で反故にされた文書(いわゆる丹裏文書)</p> <p style="margin-left: 20px;">その他</p>
<p>[乙] 写経所におかれていた文書</p> <p>[A] 写経所関係文書</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 写経所(広義)で書かれた文書……………</p> <p style="margin-left: 40px;">写経所の事務帳簿</p> <p style="margin-left: 40px;">写経所関係者が写経所に提出した文書</p> <p style="margin-left: 40px;">写経所から出した文書の案文</p> <p style="margin-left: 40px;">写経所から出した文書だが、奥判(返抄)を得てもどってきた文書</p> <p style="margin-left: 40px;">写経所にきた文書の案文</p> <p style="margin-left: 40px;">その他(孝謙天皇宣命等)</p> <p style="margin-left: 20px;">(ii) 写経所に来た文書</p> <p style="margin-left: 40px;">i) 造東大寺司からきた文書……………</p> <p style="margin-left: 40px;">ii) 皇后宮職(紫微中台・坤宮官)からきた文書……………</p> <p style="margin-left: 40px;">iii) その他からきた文書……………</p> <p>[B] 造石山寺所関係文書(石山写経所関係文書を含む)</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 造石山寺所(広義)で書かれた文書……………</p> <p style="margin-left: 40px;">造石山寺所の事務帳簿</p> <p style="margin-left: 40px;">造石山寺所の下部機構(山作所等)・関係者が造石山寺所に提出した文書</p> <p style="margin-left: 40px;">造石山寺所から出した文書の案文</p> <p style="margin-left: 40px;">造石山寺所にきた文書の案文</p> <p style="margin-left: 20px;">(ii) 造石山寺所にきた文書</p> <p style="margin-left: 40px;">i) 造東大寺司からきた文書……………</p> <p style="margin-left: 40px;">ii) その他からきた文書……………</p>	<p style="margin-left: 20px;">(一) 写経所政所で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) [A] 写経所関係文書のうち、表文書として残存せず裏面を利用された文書</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 造東大寺司告朔解案</p> <p style="margin-left: 20px;">(二) 造東大寺司(金光明寺造物所)政所で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 20px;">(三) 皇后宮職で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 20px;">(四) 中央官司で反故にされた文書(戸籍・正税帳の公文)</p> <p style="margin-left: 20px;">造東大寺司で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 20px;">皇后宮職(紫微中台・坤宮官)で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 20px;">ナシ</p> <p style="margin-left: 20px;">(一) 造石山寺所で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) [B] 造石山寺所関係文書のうち表文書として残存せず裏面を利用された文書</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 造石山寺所告朔解案</p> <p style="margin-left: 20px;">(二) 近江国志何郡古市郷計帳手実(神龜元年—天平十四年)</p> <p style="margin-left: 20px;">(三) 奈良から造石山寺所に持参にされた文書</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 天平末—天平勝實四年文書</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 越前関係文書(天平勝實六年—天平實字四年)</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) 彩色関係文書(天平勝實九歳—天平實字二年)</p> <p style="margin-left: 40px;">(4) 写経関係文書(天平實字二年)</p> <p style="margin-left: 40px;">(5) 東塔所関係文書(天平實字三—四年)</p> <p style="margin-left: 40px;">(6) 法華寺阿弥陀浄土院金堂関係文書(天平實字四年)</p> <p style="margin-left: 40px;">(7) その他(天平實字二—五四年)</p> <p style="margin-left: 20px;">造東大寺司政所で反故にされた文書</p> <p style="margin-left: 20px;">ナシ</p>

【広義の正倉院文書と狭義の正倉院文書】

吉田が「[甲]収納器物と関連した文書とした、元々から正倉院の北倉に伝来した献物帳や出納帳、南倉の出納文書そして時代が降って正倉院の中倉に納められた品々に付属した文書は広義の意味では正倉院文ではあるが、一般的には正倉院文書とはいわず、某献物帳や某出納文書、あるいは某下張り文書、丹裏文書、蠟燭文書などと云われる。正倉院文書というとき、[乙]写経所におかれていた文書を指す狭義の用法が普通である。以後、正倉院文書の語を狭義の意味で用いる。

【正倉院文書の伝来】

各種献物帳や出納文書は正倉院が建てられた時以来北倉や南倉に置かれていた。それに対し、正倉院文書が中倉に置かれるようになった時期や経緯は不明である。これらの文書は造東大寺司管下の東大寺写経所にあった文書群であり、宝亀七年を最後の文書とすることから、その頃東大寺写経所が廃止されたことにもなって造東大寺司のいずれかの倉にとりあえず保管されたものと思われる。そして長い年月がたち、保管していた倉が廃絶するとともに、正倉院の中倉へと運び込まれ、江戸時代まで忘れ去られた存在となっていたと考えられている。

中倉に関しては、もともと倉であったか、単に広い床だけで北倉・南倉の宝物の出納の際の置き場であったか、決着はついていないようである。ただ甲倉ではなく板倉であり、もともと倉であったとしても仮置きや宝物用ではなかったものが、造東大寺司（のちに所に格下げ）や東大寺のあちこちの倉が廃絶し、そこにあった宝物が数多く置かれていく中で倉としての重要度が上がり、北倉と同じく勅封となったものであろう。そしてそれが正倉院文書が伝来する重要な要因となったと思われる。

【正倉院文書の現状】

現在正倉院文書は、中倉一五～二〇の番号のもと、正倉院古文書（通称正集、以下括弧内通称）四五巻・統修正倉院古文書五〇巻（統修）・統修正倉院古文書後集（後集）四三巻・統修正倉院古文書別集（別集）五〇巻・正倉院塵芥文書（塵芥）三九巻三冊・続々修正倉院古文書（続々修）四四〇巻二冊となって、すべてで六六七巻五冊に約一万点の文書がまとめられている。このほか中倉二一の雑札（現在の用語では木簡、次も同様の用法）・中倉二二の往来（題籤軸）も関連する。ただし現状は奈良時代の時の姿とは大きくかけ離れたものであり、江戸時代から明治にかけての整理成巻作業による結果として生じたものである。

【正倉院文書整理の在り方と功罪】

①正集・統修・後集・別集の整理

江戸時代の末期、天保年間、正倉院文書の整理に初めて手がつけられ、穂井田忠友によって正集がまとめ上げられた。穂井田の整理方針は、職員令に基づいて神祇官を冒頭において八省以下の中央官司、京職を始めとして摂津職以下、五畿七道の国から出された文書をあれこれの文書から探し出してはがしとって並べて奈良時代古文書鑑を作ることであった。その際、当時の関心の高かった印を持つ文書が特に注目されている（穂井田はこれらの陰影を集めて『埋麝発香』を著わしている）。これとともに著名な高僧や暦が取りいれられており、穂井田の関心が窺える。明治に入ってから統修・後集・別集も残っていた戸籍や計帳のほか特色のある興味を引く文書を集積する方針の下で各所から文書が抜き取られていった。そのため残された方の文書では、深刻な問題が進行していった。

【事務帳簿としての正倉院文書】

正倉院文書は、写経所において写経生を動員して大量の写経を行うために作られた様々な事務帳簿群である。その際、写経用紙は専用の高級な用紙が用意されたのに対して、帳簿に関しては、時に白紙の凡紙が支給されることもあるが、多くは官庁からの払い下げられた反故紙や写経所に来た文書の裏を利用して帳簿に充てる事が行われた。穂井田らが注目したのは写経所の業務のために作られた帳簿ではなく、その裏面にあった戸籍や正税帳、民部省への各省庁からの大糧申請分などの律令公文や著名な人物の書状などであった。一つづりとしてまとめて内容が連続しているそれらの帳簿の各所から裏面の文書が重要として紙が抜き取られていった。そのため抜き取られた箇所では帳簿の記載がいきなり断ち切られたり、脈絡もなく記載が始まるといった事態になっていったのである。正集、統修、

後集、別集と整理成官が進むにつれ元の一つの巻物が、いくつもの断簡へと分断されていき、本来どのような姿をしていたかがいよいよ分からなくなっていくことになったのである。不幸中の幸いは、もはや興味深い文書を抜き取って巻物を作ることができなくなったことで、それらの断簡の首と尾に付箋をつけて断簡となっていたことを明らかにした上で、一応の検討をつけてひとまとめのにして巻物をつくることと整理方針に変更したことである。これによってさらなる帳簿としての正倉院文書の破壊に終止符が打たれることとなった。

【正倉院文書の元の姿の復原】

戦前、造石山院所や法華寺阿弥陀浄土院関係文書を記載内容や写本による文書の継ぎ目に注目して復原した福山敏男の傑出した業績のみ。現在は、目録の充実（現在続々修十七帙までの詳細な調査情報）・複製・写真・個別写経事業研究の進展・インターネット情報・専門誌の発行など研究環境の大幅な改善が行われ、復原への道標は充実。

(以上、前回)

福山の時代には『大日本古文書』の編年文書二十五巻は刊行進行中であり完結していなかった。さらに付け加えるならば、正倉院文書中にみえるさまざまな写経所を、全く別の独立した複数の写経機関ではなく、皇后宮職経の機関の発展と捉えたことは今日の研究の基礎となっている。

【正倉院文書復原への手懸かり】

戦後の研究の基礎と方向を示したものとしての皆川完一と藺田香融の研究→福山とともに必ずトレースする必要

【皆川完一による五月一日経の帳簿復原の意義】

- ・文書を残した機関である写経所設立の契機となり、初期から中期の写経機関・写経所の中心事業である五月一日経の全容を解明することで正倉院文書の骨格を提示、主要な残りは石山寺関係と宝亀年間のもの。
- ・正倉院文書の中核が帳簿であることの確認。
- ・戸籍等の公文書は光明皇后の五月一日経事業の為の反故紙として利用される。利用のされ方の検討によって公文書の新たな復原の可能性も。

【藺田香融による問写経研究の意義と全体像の提示】

- ・権力者の当該時における意図を直截に示すものとして、一切経とは異なった問写経の意義を指摘。
- ・正倉院文書中の全問写経を一覧化。←しらみつぶしに検討する手懸かり。

【現在に至る研究】

- ・皆川ゼミによる文書ごとの編年作業の進行。
- ・短冊による表裏関係確認の常識化
- ・各文書を写経事業の中に位置づけて分析し、おいしいところ取りによる無理な解釈をいましめることも常識。
- ・専門誌『正倉院文書研究』などを中心に、個別写経事業の解明の進行と膨大な蓄積。
- ・東大史料・阪市大SOMUDA・正倉院事務所による研究状況・画像のweb公開。

【現在までの演者の取り組みの中から】

(写真による刊本の確認作業の必要性)

①宝亀年間における旧銭の流通状況

天平宝字四(760)年の萬年通寶の新銭としての発行によって、和同開珎は新銭の価値の十分の一価値しか表示しえない旧銭とされた。それから十年が経った宝亀元(770)年の写経所の「銭用帳」などの帳簿には、新銭と旧銭が十対一と記され、かつ旧銭の価値は十年前の十分の一、すなわち新銭も十年前の旧銭とほぼ同じ価値に下落していることがみえる。この時、旧銭が使われているならば、旧銭は銅としての原直より遙かに低い価値で流通していたことになる。史料Ⅰにある『大日本古文書』の筆の支払額を誤りとして一の位を五とすべきとする見解があった。是は新銭では表示し得ない価格であるから、旧銭が使われていたことを示すものとなる。しかし、これは大日本古文書の誤植であり、本数は七ではなく十であるから計算に誤りは無く、旧銭が流通していたことを示す史料ではない、と。

②「千部法華経充本帳」の復原

バラバラに散らばって整理されていた千部法華経充本帳の断簡整理を写真によって、(a)文字が存在しないこと、(b)残画文字の読み誤り、墨付き、断簡の輪郭から復原。

③「月借錢関連文書の性格」の追求

借錢解注文の冒頭の利の意味を、複雑な計算によって文書に工作した結果として出されたもので、実態とは大きく乖離ものではなく、この文書中の後半に記載された写経生と月借錢解としては残りながらもこの文書には記載されなかった(二回目の借錢が許されなかった)人物の第一回目の借錢の利であることを明らかにして、写経所が月借錢を始めた当初の状況を解明するための一等史料であることを指摘。

④万葉仮名文書乙の解説

石山寺造営関係文書を別当安都雄足殿関係から説明する吉田孝説を批判し、案主の上馬養によって残されたとする黒田洋子説を受け継ぎ、さらに多くの帳簿の表裏関係筆跡から文書の管理者・作成者、伝来の在り方を詳細に明らかにした山本幸男説をもとに従来解釈不能ともされた仮名文書乙を解説。

【正倉院文書と行基】

正倉院文書には行基やその弟子として確実に言える人物は確認できない。周防正税帳にみえる法義に可能性があるくらいである。しかし、同年度の和泉監正税帳から窺える和泉地域の危機的状況は、天平九年の和泉における行基の活動を考える際に重要である。また直接的な関わりがみられない光明皇后との関係を見る際に、彼女が天平二年に設置した施薬院の官人として高志史廣道がみえるのをどう捉えるは今後の問題。

② 4部法花経元本帳の断簡整理

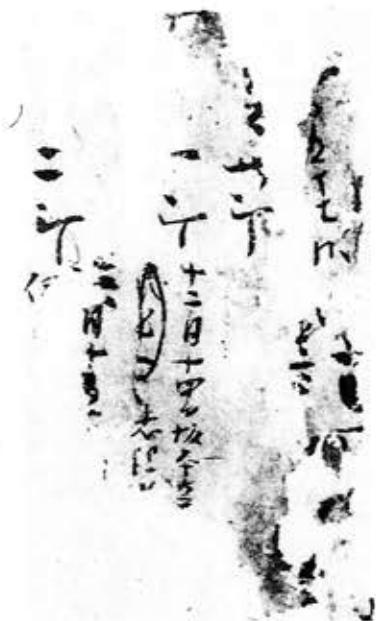
写真III：N断簡



正倉院宝物

・磨芥十一
・大日本古文書(以下略) 未収

写真IV：M断簡



写真V：L断簡(部分)



正倉院宝物

・磨芥三十四
・大日本古文書(以下略) 未収

写真VI：LMN断簡(合成)



正倉院宝物

③ 月借銭聞連文書

「経師等月借銭取納注文」(B注文)

合廿四貫四百文

二貫一百十三文利
廿二貫二百八十七文本

(紙巻四十一枚二巻、百五十五
廿五枚)

- 1、常世真吉一貫 *四月十二日
- 2、常世真吉一貫 *四月十二日
- 3、占部忍男五百文 *四月十日
- 4、松木万呂五百文 *四月十六日
- 5、小長谷嶋主三百文 *二月十八日
- 6、佐保礼人一千文 *二月十八日
- 7、韓国形見四百文 *四月十四日
- 8、山部針間万呂七百文 *四月九日
- 9、念林宅成一貫 *四月十三日
- 10、壬生広主八百文 *二月廿日
- 11、田大山四貫 *二月廿日
- 12、桑内真公五百文 *二月廿日
- 13、大伴真尋五百文 *四月十二日
- 14、石川宮衣五百文 *四月八日
- 15、文部浜足五百文 *四月十二日
- 16、美努石成三百文 *三月二日
- 17、物部道成三百文 *二月廿日
- 18、美努石成三百文 *三月二日
- 19、音太郎野上六百文

「月借銭請人歴名」(A歴名)

(紙巻後集二十、大日本古文書六三)

- 3 占部忍男五百文
- 4 松木万呂五百文 二箇月利百卅文
- 5 小長谷嶋主三百文
- 6 佐保礼人一貫
- 7 韓国形見四百文
- 8 山部針間万呂七百文
- 9 念林宅成一貫二百文
- 10 壬生広主八百文
- 11 田大山四貫
- 12 桑内真公五百文
- 13 大伴真尋五百文
- 14 石川宮衣五百文
- 15 文部浜足五百文
- 16 美努石成三百文
- 17 物部道成三百文
- 18 美努石成三百文
- 19 音太郎野上六百文
- 20 桑道形六百文
- 21 八木宮主八百文
- 22 田部国守三百文
- 23 小野広成一貫
- 24 玉作広長一貫
- 25 大友路万呂二貫
- 26 高磯足八百文
- 27 工淨成五百文
- 28 桑国依三百文
- 29 桑家主七百文
- 30 金月足五百文
- 31 陽胡穂足三百文
- 32 蘭吉嶋六百文
- 33 忍坂部息嶋二百文
- 34 占部国人二百文
- 35 物部常石四百文
- 36 他田建足五百文
- 37 高亀主二百文
- 38 井守黒虫四百文
- 39 服部虫万呂四百文

宝龜三年四月十八日上馬養

① 奉字一切経料銭用帳(寶龜二年)

(紙巻四十一枚二巻、大日本古文書六三、七三、七四) 三月十三日末

- 十三日下銭參賣陸伯拾拾文
- 一貫五十文笔毛筆三管直(内取貯)
- 一貫五百文木履九兩直 (同)
- 七百五十文墨三挺直 (同)
- 二百卅文笔二口直 (同)
- 一百五十文鹿毛筆七管直(寶龜十五年)

十箇下銭全其俊白樹裕文

- 一貫辛文笔毛筆三管直(宝龜元年)
- 一貫五百文木履九兩直(同)
- 七百五十文墨三挺直(同)
- 二百卅文笔二口直(同)
- 一百五十文鹿毛筆七管直(寶龜十五年)

(写真A)

← 一百五十文筆七管 寶龜十五年
← 一百五十文筆七管 寶龜十五年
← 筆七管 寶龜十五年
← 105文と、旧銭でしか扱へるの端敷。

宝龜三年四月十八日における借銭状況

借銭請人				I: A歴名・B注文		II: 借銭解				I・II・IIIによる復元 (*は推定)		
No	姓名	通し番号	職種・類型	借銭額(文)	利息起日	No.	借銭日	利納日	利納(文)	復元借銭日	返済利納賦課期間	復元利納額(文)
1	常世真吉	63	校生 甲	1000	4月12日					2月14日以前	二ヶ月*	260*
	富麻宅養	64	校生 甲	300	4月24日	I	2月14日	3月24日 39 4月24日 39 6月13日 365		2月14日	二ヶ月	78
3	占部忍男	9	経師 甲	500	4月10日	--	--	--	--	(2月14~18日)	二ヶ月二五日	120*
4	船木万呂	8	経師 甲	500	4月16日	--	--	--	--		三ヶ月	130
5	小長谷嶋主	22	経師 乙	300	2月18日	--	--	--	--	2月18日	--	0
6	佐保礼人	Y1	不明 乙	1000	2月18日	--	--	--	--	2月18日	--	0
7	韓国形見	65	校生 甲	400	4月14日	--	--	--	--		二ヶ月二五日*	95*
8	山部針間万呂	15	経師 甲	700	4月9日	--	--	--	--	(2月18~20日)	二ヶ月二五日*	150*
	念林宅成	25	経師 甲	1000	4月13日	--	--	--	--		二ヶ月二五日*	238*
			丙	200	4月13日	--	--	--	--		--	0
10	壬生広主	4	経師 乙	800	2月20日	--	--	--	--	2月20日	--	0
11	豊田大山	Y2	不明 乙	4000	2月20日	--	--	--	--	2月20日	--	0
12	桑内真公	6	経師 乙	500	2月20日	--	--	--	--	2月20日	--	0
13	大伴真尋	59	装満 甲	500	4月12日	--	--	--	--	(2月20~21日)	二ヶ月二五日*	108*
								4月8日 97			二ヶ月一五日*	97
14	石川宮衣	17	経師 甲	500	4月8日	2	2月21日	11月24日 -- 11月25日 -- 11月25日 --		2月21日	--	--
15	丈部濱足	13	経師 甲	500	4月12日	4	2月25日	--	--	2月25日	二ヶ月一五日*	97*
16	秦渡守	29	経師 乙	200	2月25日	3	2月25日	6月14日 291		2月25日	--	0
17	物部道成	28	経師 乙	300	2月30日	6	2月30日	6月14日 430		2月30日	--	0
18	美努石成	66	校生 乙	300	3月2日	--	--	--	--	3月2日	--	0
19	音太郎野上	10	経師 乙	600	--	--	--	--	--	(3月2~5日)	--	--
								6月14日 260		3月5日	--	0
20	秦道形	36	経師 乙	600	--	7	3月5日	11月24日 1042		3月5日	--	--
21	八木宮主	60	装満 乙	800	--	--	--	--	--	(3月5日	--	--
22	田部国守	33	経師 乙	300	--	--	--	--	--	~ 4月	--	--
23	小野廣成	Y3	不明 乙	1000	--	--	--	--	--	2日)	--	--
24	玉作広長	Y4	不明 丙	1000	--	8	4月2日	4年1月 不弘力 4月12日 11日		4月2日	--	--
25	大友路万呂	12	経師 丁	1000	--	--	--	--	--	(4月2日	?	?
										~ 4月	?	?
26	高磯足	27	経師 丁	800	--	--	--	--	--	13日)	?	?
27	巧清成	23	経師 丁	500	--	10	4月13日	--	--	4月13日	?	?
28	秦国依	Y5	不明 丙	300	--	11	4月14日	--	--	4月14日	--	--
29	秦家主	Y6	元校生 丙	700	--	--	--	--	--		--	--
30	金月足	5	経師 丁	500	--	--	--	--	--		?	?
31	陽胡穂足	26	経師 丁	300	--	--	--	--	--		?	?
32	藤吉嶋	Y7	不明 丙	600	--	--	--	--	--	(4月14日	--	--
33	忍坂部息嶋	Y8	不明 丙	200	--	--	--	--	--	~ 18	--	--
34	占部国人	Y9	不明 丙	200	--	--	--	--	--	日)	--	--
35	物部常石	21	経師 丁	400	--	--	--	--	--		?	?
36	他田建足	7	経師 丙	500	--	--	--	--	--		--	--
37	高亀主	Y10	不明 丙	200	--	--	--	--	--		--	--
38	井守黒虫	Y11	西師 丙	400	--	--	--	--	--		--	--
39	服部兎万呂	Y12	不明 丙	400	4月18日以降	--	--	--	--	4月19日以降	--	--
小計				24800								1373*+?

注1: 借銭人の項のNo. は「A歴名」・「B注文」に付したも。
 注2: 借銭人の項の丸囲みの通し番号は主として銭納帳による。なお、表VIの注を参照されたい。
 注3: 借銭額の項のイタリック体部分はB注文による。

④ 記之

借銭帳

借銭帳の表題と本文の写し。本文には借銭の記録が手書きで記されている。

④ 正倉院仮名文章の読解

正倉院仮名文章の写し。内容は借銭帳の本文と一致している。

第四圖 正倉院假名文章乙

表I 造石山寺写経所食物帳及び紙背文書

食物帳記載面 紙背	記載対象日	記載者	何月乙方呂注記	紙背文書		年月日	大日古巻頁	山本
				大日古巻頁	正倉院文書所属 文書名			
1	8月12日~18日	上馬養		十五471~474L1	続々修38ノ8			
2	8月18日~23日	上馬養		十五474L1~476L1	続々修38ノ8			奈良
3	8月24日~9月1日	上馬養		十五476L2~478L3	続々修38ノ8	天平宝字3年3月		奈良
4	9月1日~9月8日	上馬養		十五478L4~479	続々修38ノ8	天平勝宝9歳4月7日		奈良
5	9月9日~9月13日	上馬養		十五480~481	続修25裏	天平勝宝2年5月26日		奈良
6	9月14日~9月17日	上馬養		十五481~482	続修25裏	天平勝宝2年5月6日		奈良
7	9月17日~9月19日	上馬養		五33	続後20裏	天平勝宝2年6月5日		奈良
8	9月?日~9月26日	上馬養		十五482~483	続修25裏	天平勝宝2年5月15日		奈良
9	9月26日~10月5日	上馬養		十五483~486	続々修38ノ8	天平勝宝4年6月7日		奈良
10	10月6日~10月11日	上馬養		五23~24	正集44裏	天平20年		奈良
11	10月11日~10月18日	上馬養		十五486~488L5	続々修38ノ8	(天平勝宝3歳カ)6月9日		奈良
12	10月19日~10月23日	上馬養		十五488L6~489L4	続々修38ノ8			奈良
13	10月23日~10月25日	上馬養		十五489L5~L11	続々修38ノ8			奈良
14	10月25日~10月29日	上馬養		十五489L12~490L10	続々修38ノ8			奈良
15	10月29日~11月4日	上馬養		十五490L11~492L1	続々修38ノ8			奈良
16	11月4日~11月10日	上馬養		十五492L1~493L8	続々修38ノ8	造石山寺所下銭帳	天平宝字6年4月17日~20日	石山
17	11月10日~11月17日	上馬養		十五493L8~495	続々修38ノ8	造石山寺所下銭帳	天平宝字6年4月9日~17日	石山
18	11月17日~11月24日	上馬養	19・24日	五30~32	続別48裏	乙文書	(日付は後述参照)	不明
	11月24日又~25日	上馬養						
19	11月26日	上	附阿刀乙万呂	十五496~497	続修22裏	安都雄足解	天平宝字6年7月23日	石山
	11月27日	下道主						
	11月28日	下道主						
	11月28日又~30日	下、上馬養						
	11月30日又~12月1日	上馬養、下道主						
	12月2日~12月3日	上、下道主						
20	12月4日	下道主		十五497~499L7	続々修38ノ8	経師等充紙帳	天平宝字6年4月4日・5日	石山
	12月5日	下道主						
	12月5日又	下道主						
	12月6日	下道主						
21	12月6日~12月?日	下道主		十五499L7~500	続々修38ノ8	清き込み		不明